

豊中市発達障害者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、発達障害を起因とする日常生活に問題を抱える者（以下「発達障害者」という。）について、個別支援及び集団支援を実施することにより、発達障害者の福祉の向上を図ることを目的に実施する豊中市発達障害者支援事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者は、市内に在住する概ね18歳以上の発達障害者及びその家族とする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 気づき支援（相談、気づき支援、気づき講座など）
- (2) 家族支援（家族面談、家族勉強会、家族交流会など）
- (3) 本人支援（居場所づくり、面談、個別・集団活動、訪問支援など）
- (4) コミュニティ支援（当事者交流会など）

2 障害の特性により自力通所が困難な発達障害者への送迎サービス

(費用)

第4条 事業の利用料は無料とする。但し、事業の利用により発生する食糧費等実費は事業利用者の負担とする。

(利用申込み)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ豊中市発達障害者支援事業利用申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(利用決定等)

第6条 市長は前条により申込みがあったときは、その内容を審査し事業の利用の可否を決定し、豊中市発達障害者支援事業利用決定・不決定通知書（様式第2号）により申込者へ通知しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。